MBC不動産安心入居サポート

01

緊急サポートサービス

月額 1,100 円(稅込)

6つのサポートで、お部屋の中で起きる設備不具合を対応します!



カギのサポート

鍵をなくして、家に入れない 劣化して鍵が回らなくなった



水洗から水がポタポタ漏れている



ガラスのサポート

突風でガラスが割れた 誤ってガラスを割ってしまった



LINE 受付





無料 ●出張費 ●最大60分までの基本作業

右料 ┃ ●延長料金 ●部材料金 ●特殊作業料金 キャンセル料

外出先からでも!

自己解決も! 写真や動画で簡単に!

いつでも問い合わせできるので、 ブックマークしてね!



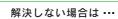
URL https://taske.in/mbc

LINEチャットボットを使ってご自身で解決を図れます!

まずはQRコードで読込み

便利なサポート

友だち登録 or 応急処置案内





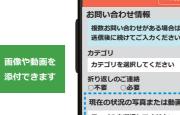
コンタクトセンターにて 受付・対応いたします。



※受付順のご案内となりますので、折り返しの ご連絡に時間がかかる場合もございます。

電話が繋がるのを待たずに WEB から問い合わせも! 「画像」や「動画」を添付でき、具体的に伝えられます!





コンタクトセンターにて 受付・対応いたします。



※受付順のご案内となりますので、折り返しの ご連絡に時間がかかる場合もございます。

「階下漏水」や「鍵の紛失」など緊急を要する電話をしたいときは…

0120 - 219 - 556





健康医療情報サポートサービス

健康相談·医療相談·介護相談·育児相談·生活相談 メンタルヘルス・情報提供

24時間365日、「からだに関する相談」をお受けする電話相談窓口をご案内いたします。 医師・看護師などが、病気や身体についての相談を分かりやすくアドバイスいたします。

※このサービスは当社が診療・治療等の医療行為を行うものではありません ※2023 年 9 月より英語・中国語が対応になりました(平日 9:00 ~ 17:00 受付



盗難転居サポートサービス

空き巣の被害にあって、もう同じ部屋に住みたくない… そんな方の再出発を応援したい!新しいお部屋で心機一転していただく ために弊社から10万円をバックアップいたします!

※給付条件やお手続きについては、裏面の会員規約をご覧ください。



Life Cycle Concierge (ユーザー限定の会員特典)

ご利用につきましては右記URLもしくは二次元コードよりご確認下さい。



https://lifecycleconcierge.jp



不要品買取サービス

引越や買替えで発生した不要品を 一括査定!

オンライン見積もり 無料 複数ショップでの比較が可能



ホームセキュリティ

5分で設置が完了するホームセキュリティ

初月1,518円(稅込)~

利用可能



ハウスクリーニング

お部屋の「掃除」はプロにおまかせ!

ALL 10%OFF



収納サービス

お部屋の「荷物」預けてスッキリ! しかも 12 ヶ月♪

月額 484 円(税込)→ 月額 110 円 (税込)



健康食宅配サービス

70 品以上・糖質 90% OFF の食事をお届け

2,000 円 (稅込) 割引



ヘッドフォン 定額サービス

300 種類を超えるヘッドフォンが使い放題

初回 50%OFF

上記の他にもお得に利用できるサービスが盛りだくさん! ※掲載内容や特典は変更となる場合がございます。

MBC不動産安心入居サポート利用規約

第1章 総則

第1条(適用関係)

1. この利用規約は、MBC開発株式会社(以下「当社」といいます。)が、当社又は当社の委託先を通じて提供する『MBC不動産安心入居サポート』(以下「本サービス」といいます。)の利用等に関して適用されます(以下「利用規約」といいます。)。2. 当社は、本サービスの運営上、個別のサービス毎に利用約款や利用上の注意等の諸規定(以下「諸規定」といいます。)を設けることがあります。それらの諸規定はこの利用規約の一部を構成するものとし、利用規約に定める内容と異なる場合、諸規定の内容が優先されます。

第2条(定義)

1.「サービス対象物件」とは、当社が、本サービスを提供する住戸をいいます。 2.「利用者」とは、サービス対象物件に居住する方で当社所定の方法で申請した 本人(以下「本人」といいます。)及びその同居人で且つ、当社が登録した個人をい います。

第3条(本サービスの利用)

- 1. 利用者は、利用規約の定めるところに従い、本サービスを利用することができます.
- 2. 本人は、同居人による本サービスの利用に際して、同居人に利用規約及び諸規定の定めを遵守させる義務を負うものとします。

第4条(消費税率又は地方消費税率の変更)

本人は、消費税率又は地方消費税率が変更になった場合、その税率が施行される時から自動的に当該変更後の税率に従って、第12条第1項に定める料金に係る消費税及び地方消費税が変更されることに、予め同意するものとし、その他本サービスの提供に基づき発生する税込価格の料金についても同様とします。

第5条(有効期間)

- 1. 本サービスの有効期間は、当社が指定した日をもって開始とし、当該サービス対象物件に入居する契約が終了した日をもって終了とします。
- 2. 既に入居している住戸が新たにサービス対象物件となった場合には、当該住戸がサービス対象物件となった日をもって、本サービスの有効期間の開始とします。
- 3. 入居している住戸がサービス対象物件でなくなった場合には、当該住戸がサービス対象物件でなくなった日をもって、本サービスの有効期間の終了とします。

第6条(登録情報の変更)

- 1. 利用者は、当社に届け出た連絡先や同居人等の情報(以下「登録情報」といいます。)に変更があった場合、当社所定の方法により速やかに変更手続をとるものとします。また、登録情報の変更は本人の申し出により行います。
- 2. 登録情報の不備、変更手続の不履行や遅延などにより利用者が不利益を被ったとしても、当社はいかなる責任も負いません。

第7条(利用資格の取消し)

利用者が次のいずれかに該当した場合、当社は利用者の利用資格を取り消すことができるものとします。

- ①この利用規約又は諸規定の定めに違反した場合
- ②不要な問合せや悪質ないたずら等で本サービスの業務に支障をきたした場合 ③暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団若しくは個人(
- いわゆる反社会的勢力) に属する、又は密接な関係を有する場合
- ④その他、当社が利用者として不適切とみなした場合

第8条(個人情報)

- 1. 当社は、本サービスの提供を通じて知り得た、会員に関する情報に含まれる個人情報(個人情報の保護に関する法律に定義する意味を有し、以下「個人情報」といいます。)について、個人情報の保護に関する法律の諸規定を遵守し、善良なる管理者の注意を持って管理するものとします。また、当社は、当社の業務提携先が本サービスの提供に関する業務を行う場合、当該業務提携先がかかる業務を通じて知り得た個人情報を適切に管理するよう、最善の努力を行うものとします。
- 2. 会員は、当社及び業務提携先が次の各号に掲げる目的のために個人情報を使用することについて、あらかじめ同意するものとします。
- ①本サービスを会員及び利用者に対して提供するため

②本サービスの運営上必要な事項を会員及び利用者に知らせるため

③本サービスの改善、マーケティング活動、新商品開発等を目的とした各種 アンケートを実施するため

④本サービスの利用状況や会員の属性等に応じた新たなサービスを開発する ため

- ③当社若しくは当社のグループ会社又は当社の業務提携先が提供する関連サービスや商品のご案内のため
- 3. 管理会社は、会員との間で本サービスの利用契約を締結した場合、本サービスの提供のため必要な範囲で、会員の個人情報を含む登録情報その他の必要な情報を当社及び当社の業務提携先に提供するものとし、会員はあらかじめこれに同意するものとします。
- 4. 当社及び当社の業務提携先は、本サービスの提供に関わる業務及び第2項に定める目的を達成するために必要な業務を第三者に委託することがあります。この場合、当社及び当社の業務提携先は、委託業務の遂行上必要な範囲で当該委託先に、会員の個人情報その他の必要な情報を開示して取り扱わせることがあり、会員はあらかじめこれに同意するものとします。
- 5. 前項に定める場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合は、当社は 会員その他の者の個人情報を第三者に開示・提供することがあり、会員はあ らかじめこれに同意するものとします。
- ①利用者又は公共の安全を守るために緊急の必要があると当社が判断した場合
- ②裁判所の命令若しくは法令に基づく強制的な処分、又は法令により開示が 必要とされる場合
- ③当社、当社の業務提携先又はこれらの関係者の生命、身体、財産等の権利 を保護するために必要不可欠であると当社が判断した場合
- ④その他、当社が本サービスの運営維持のため必要不可欠かつやむを得ない と合理的に判断した場合

第9条(規約の追加変更)

本サービスの運営上、利用規約に追加又は変更の必要が生じた場合は、追加 又は変更する条項について、当社が別途指定する方法にて告知するものとします

第10条(免責)

当社及び委託先は、本サービスの運営に関して故意又は重大な過失がない 限り、利用者に対して損害賠償義務を負わないものとします。

第2章 緊急サポートサービス

第11条(内容)

1.利用者は、サービス対象物件について、次の各号のトラブルが生じた場合、当社指定の専用ダイヤルを利用して、24時間365日、トラブル解決を図るための情報提供又は現場駆けつけ対応のサービスを受けることができます。①カギの紛失・故障等、カギのトラブル(但し、特殊構造の鍵に関しては開錠できない場合があります。)

②水廻りのトラブル

③ガラスのトラブル

④ガスのトラブル

- ⑤電気設備のトラブル (利用者が所有する家電製品は対象外とします。)
- ⑥悪質な訪問販売、不審者、騒音その他、居住環境に関するトラブル
- 2. 前項の現場駆けつけ対応時には、利用者の立ち会いが必要となります。 3. 現場駆けつけ対応は、本条第1項第1号から第6号に定めるトラブルにつ
- いて、トラブルの応急的な解決を図るものであり、同一のトラブルごとに1回に限り、提供されるものとし、当社又は委託先の責めに帰すべき事由がある場合を除き、既に現場駆けつけ対応を行ったものについて、再度の現場駆けつけ対応を行わないものとします。

第12条(利用料金)

- 1. 利用者は、現場駆けつけ対応を無料で受けることができます。但し、次の各号の場合、利用者は別途実費等を負担する場合があります(第1号の場合については負担するものとします。)。
- ①60分を超過した作業の代金(超過10分ごとに1,650円(税込)) ②現場駆けつけ対応に部品交換や特殊作業が必要になった場合の代金
- ③利用者の責に帰すべき事由により、現場駆けつけ作業員(以下「作業員」という。) 到着後に現場駆けつけ対応がキャンセルになった場合のキャンセル料(6,050円(税込))

- ④その他前各号に関連し、当社が当社の責に帰すべき事由なく前各号以外の 実費等を負担した場合
- 2. 利用者は、本サービスの対象に含まれない事項についても、作業員と協議のうえ別途有料でサービスを受けられる場合があります。
- 3. 現場駆けつけ対応ではトラブルが解決できない又は二次被害が発生することが予想される場合、利用者は作業員等と協議のうえ別途有料でサービスを依頼することができます。
- 4. 当社は、前3項の場合の利用料金等の請求業務を、当社の指定する第三者に委託することがあり、利用者はこれを承諾するものとします。

第13条(除外事項)

次の場合は緊急サポートサービスの対象外とします。

- ①建物共有設備におけるトラブル
- ②午後11時以降翌午前9時までの時間帯における破壊による開錠
- ③利用者が所有する家電製品等に関するトラブル
- ④入居当初からの故障・破損に関するトラブル
- ⑤原状回復に関するトラブル
- ⑥地震等の天災や火災、暴動等の非常事態におけるトラブル
- ⑦その他当社又は委託先が不適切と判断した場合

第3章 盗難転居サポートサービス

第14条(内容)

本人が加入期間中にサービス対象物件の室内(ベランダは除きます。)において侵入盗難被害に遭い、サービス対象物件の賃貸借契約を終了して転居する場合において、次条の要件をすべて満たす場合に見舞金10万円を給付します。

第15条(見舞金の給付条件)

見舞金は以下の要件をすべて満たす場合に給付されます。

- ①所轄の警察署に対して被害届を提出していること
- ②侵入盗難被害から3か月以内に、サービス対象物件の賃貸借契約につき解約の合意を成立させ、又は解約申し入れの意思表示をしていること
- ③転居先として、当社が管理する住戸について、賃貸借契約を締結していること
- ⑤本サービスの有効期間中1回目の申請であること(2回目以降は対象外となります。)

第16条(除外事由)

次の各号のいずれかに該当する場合は、見舞金は給付されません。 ①不在中に施錠されていなかった等、利用者の故意又は重過失による場合 ②利用者の親族、止宿人、その他サービス対象物件の居室内に出入りすること が可能な者による盗難の場合

- ③地震等の天災や火災、暴動等、非常時における盗難の場合
- ④その他当社が不適切と判断するべき合理的な理由がある場合

第17条(手続)

- 1. 本人は、盗難転居サポートサービスを利用する場合は、次の書類を提出して当社に利用の申請を行うものとします。
- ①当社所定の申請書(送金先の金融機関口座情報を含みます。)
- ②転居先の賃貸借契約書の写し
- 2. 前項の申請が、規約の定める要件をすべて満たす場合、当社又は当社の指定するものは、本人の指定した金融機関口座に、速やかに見舞金を送金します。

第18条(他の補償制度との関係)

盗難転居サポートサービスによる見舞金の給付は、保険ではなく、本人への付加サービスであり、他の補償制度や保険等からの給付とは無関係に行うものとします。

第4章 健康医療情報サポートサービス

第19条(内容)

利用者は、年3回を上限として、健康・医療・介護・育児等の生活上の問題について、医療機関、行政機関窓口等の紹介その他の相談を受けられる、健康医療情報サポートサービスを利用することができます。但し、このサービスは当社が

治療・診察行為を行うものではなく、また当社が直接トラブル解決を図るものではありません。

2023年10月1日改訂